



挑戦を、この街の伝統に。

ZWEIGEN KANAZAWA

2022年1月吉日

出店業者各位

株式会社石川ツエーゲン

## 金沢市食品衛生法施行条例改正に伴う出店条件変更について

拝啓 寒冷の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、ツエーゲン金沢に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年6月1日に金沢市食品衛生法施行条例が一部改正され、ツエーゲン茶屋街に通年ご出店いただくためには、「露店営業」の許可申請が必要となります。

「露店営業」については、1度申請いただくとツエーゲン茶屋街のみならず金沢市内での飲食露店営業が5年間可能となります。

ご出店いただくためには、各店舗様より「露店営業」の許可申請書のコピーをご提出いただく必要がございますので何卒ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

### 記

#### ■ 出店条件変更

(変更前)

6 食品衛生関連法令等により、許可を必要とする営業にあたって、当該許可を受けている者であること。許可証等はすべて確認させていただきます

(変更後)

6 金沢市食品衛生法施行条例に基づき露店営業の許可を受けているもの

#### ■ 露店営業許可申請について

申請先： 金沢市保健所

申請料： 16,500円(送料込) ※有効期限5年間



[www.zweigen-kanazawa.jp](http://www.zweigen-kanazawa.jp)

株式会社石川ツエーゲン (ツエーゲン金沢)

〒920-0059 石川県金沢市示野町西2 TEL: 076-254-5081 FAX: 076-254-5082

